

令和3年度 第2回 日野市男女平等推進委員会 要点録	
日時	令和3年11月12日(金) 午後6時30分～8時10分
場所	市役所本庁舎 5F 505 会議室
出席者	鵜沢委員、須賀委員、大塚委員、古賀委員、内藤委員、藤山委員、岩田委員、白子委員 事務局
欠席者	田中委員、紫村委員
次第	1 前回欠席委員より自己紹介 2 議題 (1)第4次男女平等行動計画の目標設定について (2)日野市パートナーシップ制度の検討について【資料1～4】 3 その他 【次回定例会】 日時:3月25日(金)18:30～ 会場:日野市役所本庁舎 505-1 会議室
開会	司会より欠席者報告、会議に先立つ確認
議題1	(1)第4次男女平等行動計画の目標設定について説明<事務局> 現在目標設定について各担当課に依頼をしていますが、集計が未完了のため、別途メールにてご連絡いたします。 今回の議題に挙げておりますが、質疑等は後日ご連絡した後にするものとし、省略いたします。
質疑・意見	なし
議題2	(2)日野市パートナーシップ制度の検討について説明<事務局> 資料1に基づいて検討スケジュールを説明。 当事者との意見交換会の実施日は令和4年1月23日(日)に決定しました。 当事者と検討委員会の委員長・副委員長等と事務局との意見交換会です。パートナーシップ制度に求めることなどについて、カミングアウトしていない当事者の方や対面形式で意見を言いつらい当事者の方に、ご意見を広く伺う趣旨で、開催します。 資料2～4に基づき、パートナーシップ制度検討に伴い審議する項目を説明。 ボリュームが多いので、前半(資料2(1)根拠例規～(3)申請要件)と後半(資料2(4)申請方法～(5)申請要件を満たさなくなった場合の各種届出)に分けて説明する旨ご了承いただき、資料2(1)根拠例規～(3)申請要件について説明。
質疑・意見	(1)根拠について 【意見】<委員>

検討委員会の意見に賛成で名称変更が望ましい。学生に聞くと、中には「男女平等」という表現では居場所を感じないという意見もある。

(2)ファミリーシップについて

【意見①】<委員>

すべて大人目線の制度になってしまうことのないよう、検討の際には、子ども目線での制度設計にも留意していただきたいと思います。

【意見②】<委員>

いずれは対応して欲しい。

(3)①年齢について

【質疑】<委員>

「成年」という書き方をし、年齢を具体的に示していませんが、何か意図があるのでしょうか。

【回答】<事務局>

民法第4条の規定に相当しています。特段の意図があるわけではありません。

【意見①】<委員>

来年から民法が改正し、成人年齢や婚姻可能な年齢が変わります。表記の仕方は「成年」で構わないと考えます。異性間であれば18歳以上で婚姻の権利が発生しますので、この制度もそれでいいのではないかと思います。

【意見②】<委員>

「成年」の表記で問題ないと思います。

(3)②性別等について

【質疑①】<委員>

「性別を問わない」のみとなった際、異性間の事実婚とパートナーシップ制度間で内容が重複することによる問題はないのでしょうか。(例えば、相続の関係などで、事実婚関係とパートナーシップ制度でどちらの方がいいなど。)

【回答】<事務局>

パートナーシップ制度は現状、同性婚が法的に認められていないことから、それに相当する制度を自治体が条例を根拠に実施するものです。

パートナーシップ制度は法的拘束力がない制度です。異性間の事実婚はすでに法的に認められている権利が多く、異性間の事実婚とパートナーシップ制度間でその効力が重複することはないと考えています。

【質疑②】<委員>

同性が好きだという事を自己申告させるということでしょうか。

性自認や性的指向が途中で変化することもあると思います。

【回答】<事務局>

多くの自治体では、自己申告によってしか確認できない部分は確認書提出してもらっています。申請書類の書式については次回以降の検討項目になりますが、事務局としても、自己申告によってしか確認できない事項は「確認書」などにより確認を取ることを想定しています。変更届については、本日、この後に、検討する項目になりますが、性自認等が変わった際には特に変更届は考えていません。

【意見①】<委員>

制度導入の目的を考えると性別要件は「同性同士」でもいいのではと思います。または、新たな婚姻の様式として、異性間でも婚姻の手前のものとしても活用できる制度になるのでしょうか。

【意見②】<委員>

「性別は問わない」というのは異性間の事実婚を含めるという意図ではありません。

すでに法律で様々な権利が認められている異性間の事実婚カップルにはこの制度に意義を見いだせないのではとも思います。

異性間の事実婚関係も対象としている国立市では課題等があったか、申請件数の内訳などについても確認していただきたいと思います。

<事務局>

国立市は誰でも申請できる制度になっているため、申請者のセクシャリティの確認はしていないので、同性間か異性間か等の内訳の件数はわかりません。

他市はパートナーシップ宣誓をするときに、確認書で性的マイノリティに該当するかチェックをさせて、それを宣誓書に添付する方法をとっているところもあります。制度を利用する方が確認書にチェックを入れていただくことが、いかがなものなのかという思いもあります。

性的マイノリティであることをチェックしないと、異性間の事実婚も含める形になると想定しています。

【意見④】<委員>

確認書にチェックという話がありましたが、制度を利用する方が性的マイノリティという項目にチェックをするということは心情として気持ちがいいものなのか疑問です。

<事務局>

事務局としても、他市と同様に性別マイノリティであることの確認書を提出させるかどうかについて、ご意見いただきたいと思っています。

	<p>性的マイノリティの方を対象とした支援ではあるが、確認書が利用者の負担になるのであれば、「性別を問わない」という要件にした方がいいのか、ぜひ皆さんのご意見を伺いたいと思います。</p> <p>【意見⑤】<委員> とても難しい問題です。 そもそも民法などで認められていないものについて自治体で取り組むものであり、訴訟のリスクもあると思います。 ぎりぎりの仕組みを作ろうとしているので、ある程度、当事者の希望要望を認めて権利を保護していくという共通理解が必要だと思います。</p> <p><事務局> 委員より民法の関係の話がありました。法を超えない範囲で制度設計し、訴訟のリスクは注視していきたいと思います。市民にもこのような心配をされる方がいるかと思っていますので、丁寧に対応したいと考えています。</p> <p>【意見⑥】<委員> 「性別は問わない」とした方が、いろいろな状況を包含している柔軟な対応になるのではと考えます。</p> <p>【意見⑦】<委員> 「性別は問わない」の方がいいのではと思います。性別が揺れる、性的指向も揺れるということがあると感じます。さらに確認書の提出と聞いて、「性別は問わない」の方が良いと思いました。</p> <p>(3)③住所地について 【意見①】<委員> まだパートナーシップ制度を導入していない自治体と制度設計の足並みをそろえると使いやすい制度になるのではないか。</p> <p>【意見②】<委員> 市でよく検討していただきたいと思います。</p> <p>(3)⑤その他について 【意見】<委員> 養子縁組をしているカップルは除外規定を設けていただきたいと思います。</p>
議題 2	資料 2～4 に基づき、パートナーシップ制度検討に伴い審議する項目の後半資料 2 (4) 申請方法～ (5) 申請要件を説明。<事務局>
質疑・意見	(4) ①申請窓口について 【質疑】<委員>

パートナーシップ制度の個人情報の管理はどのようにされるのでしょうか。

【回答】＜事務局＞

複数の所属で、個人情報を取り扱うことになるので、注意が必要と考えています。具体的な管理方法はこれから詰めていく予定です。

制度導入後、民間事業者が宣誓証明書を見た際にアウティングが起こらないよう、アウティングを禁止する文言を証明書に付記すること想定しています。

（４）⑦提出書類について

【質疑】＜委員＞

手続きは簡素な方がいいと思います。

住民票について転入予定者は戸籍のみの提出でいいのではないのでしょうか。

また、転入者に猶予期間を設けているが、他自治体とのパートナーシップ制度の重複は問題があるのでしょうか。

【回答】＜事務局＞

戸籍抄本や謄本には住所地は掲載されませんので、戸籍では現住所地の確認ができません。住所確認として住民票を出していただく必要があると考えています。他自治体との制度の重複については、他のパートナーとの制度利用であると重婚に相当する状況になることも考えられます。

＜事務局＞

市外に出ると条例の範囲外になります。転出した場合は制度の対象から外れたことを把握したいと考えています。

【意見①】＜委員＞

制度を悪用される可能性もありますので、住民票で住所地を確認することも必要だと思います。

転出時など、要件を満たさなくなった際の把握が難しいと思います。先進事例を参考に手続きを検討していただきたいです。

【意見②】＜委員＞

【意見①】に同意します。

住民票などの提出書類はしっかりと提出いただいた方がいいと思います。

（５）④申請内容に疑義があったことが判明したときについて

【意見】＜委員＞

疑義について利用者が申請する際のケースが想定しにくいいため、運用後その都度見直していくことが必要かと思います。引き続き検討してほしいと思います。

＜事務局＞

質疑・ご意見いただきありがとうございました。

	<p>それでは、制度案の各項目につきまして、意見の確認を取りたいと思います。</p> <p>(1) 根拠例規：検討委員会の意見に賛成。最終判断は市に一任することで合意。</p> <p>(2) ファミリーシップ：事務局案に合意。 制度開始時期：事務局案に合意。</p> <p>(3) 申請要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ①年齢：事務局案に合意。 ②性別等：検討委員会意見に賛成。 ③住所地：事務局案に合意。 ④配偶者等：検討委員会意見に賛成・同意。 ⑤その他：検討委員会意見に賛成。 <p>(4) 申請方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請窓口、②手数料、③証明方法、④通称名、⑤証明書の書式、⑥申請書類の書式：すべて事務局案に合意。 ⑦提出書類：事務局案に合意。 <p>(5) 申請要件を満たさなくなった場合の各種届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ①転出時：事務局案に合意。 ②亡くなられたとき：事務局案に合意。 ③パートナーシップ関係を解消したとき：事務局案に合意。 ④申請内容に疑義があったことが判明したとき：具体的にどのような疑義が生じるのか想定しにくいので、制度導入後も引き続き検討してほしい。
その他	<p><鶴沢委員長></p> <p>須賀副委員長のゼミ及び平和と人権課と協働し、ワーク・ライフ・バランスに関する企業調査を実施しました。</p> <p>市産業振興課にも協力いただき、今年度はコニカミノルタ(株)、日野自動車(株)、日野市役所にインタビュー実施しました。調査結果は広報ひの2月号に掲載予定です。</p> <p>来年度はいろいろな企業に行きたいと思っていますので、いい取組をされている企業の情報をご存じでしたら、教えていただけるとありがたいと思います。</p>
次回	<p><事務局></p> <p>次回の委員会は3月25日(金)を予定しています。日程が近くなりましたら、事務局よりメールにて詳細のご連絡をさせていただきます。</p>